

租税特別措置法施行令（抜粋）

制 定：昭和 32 年 3 月 31 日政令第 43 号

最終改正：平成 26 年 6 月 25 日政令第 225 号

<目次>

第 1 章	総則（第 1 条・第 1 条の 2）
第 2 章	所得税法の特例
第 1 節	利子所得及び配当所得の特例（第 1 条の 3—第 5 条の 2 の 2）
第 2 節	特別税額控除及び減価償却の特例（第 5 条の 3—第 10 条）
第 3 節	準備金（第 11 条—第 13 条）
第 4 節	鉱業所得の課税の特例（第 14 条—第 16 条）
第 5 節	農業所得の課税の特例（第 16 条の 2—第 17 条）
第 6 節	社会保険診療報酬の所得計算の特例（第 18 条）
第 7 節	事業所得に係るその他の特例（第 18 条の 2—第 19 条）
第 7 節の 2	給与所得及び退職所得の課税の特例（第 19 条の 2—第 19 条の 5）
第 7 節の 3	山林所得の課税の特例（第 19 条の 6・第 19 条の 7）
第 8 節	譲渡所得等の課税の特例（第 20 条—第 25 条の 7 の 5）
第 8 節の 2	有価証券の譲渡による所得の課税の特例等（第 25 条の 8—第 25 条の 15）
第 8 節の 3	その他の譲渡所得等の課税の特例（第 25 条の 16—第 25 条の 18 の 2）
第 8 節の 4	居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第 25 条の 16—第 25 条の 24）
第 8 節の 5	特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第 25 条の 25—第 25 条の 31）
第 9 節	住宅借入金等を有する場合の特別税額控除（第 26 条—第 26 条の 5）
第 10 節	その他の特例（第 26 条の 6—第 27 条の 3）
第 3 章	法人税法の特例
第 1 節	中小企業者等の法人税率の特例（第 27 条の 3 の 2）
第 1 節の 2	特別税額控除及び減価償却の特例（第 27 条の 4—第 32 条）
第 2 節	準備金等（第 32 条の 2—第 33 条の 7）
第 3 節	鉱業所得の課税の特例（第 34 条・第 35 条）
第 3 節の 2	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第 35 条の 2）
第 3 節の 3	沖縄の認定法人の課税の特例（第 36 条）
第 3 節の 4	国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例（第 36 条の 2）
第 3 節の 5	認定研究開発事業法人等の課税の特例（第 37 条）
第 4 節	認定農業生産法人等の課税の特例（第 37 条の 2・第 37 条の 3）
第 4 節の 2	交際費等の課税の特例（第 37 条の 4・第 37 条の 5）
第 5 節	使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第 38 条—第 38 条の 3）
第 5 節の 2	土地の譲渡等がある場合の特別税率（第 38 条の 4・第 38 条の 5）
第 6 節	収用等の場合の課税の特例（第 39 条—第 39 条の 3）
第 6 節の 2	特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除（第 39 条の 4—第 39 条の 6）
第 6 節の 3	特定の長期所有土地等の所得の特別控除（第 39 条の 6 の 2）
第 7 節	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第 39 条の 7—第 39 条の 10 の 2）
第 8 節	景気調整のための課税の特例（第 39 条の 11）
第 8 節の 2	国外関連者との取引に係る課税の特例等（第 39 条の 12・第 39 条の 12 の 2）
第 8 節の 3	関連者等に係る利子等の課税の特例

- 第 1 款 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例 (第 39 条の 13)
- 第 2 款 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例 (第 39 条の 13 の 2・第 39 条の 13 の 3)
- 第 8 節の 4 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例 (第 39 条の 14—第 39 条の 20)
- 第 8 節の 5 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例 (第 39 条の 20 の 2—第 39 条の 20 の 9)
- 第 9 節 その他の特例 (第 39 条の 20 —第 39 条の 38)
- 第 9 節の 2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例 (第 39 条の 38 の 2)
- 第 10 節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例 (第 39 条の 39—第 39 条の 71)
- 第 11 節 連結法人の準備金等 (第 39 条の 72—第 39 条の 86)
- 第 12 節 削除
- 第 13 節 連結法人の鉱業所得の課税の特例 (第 39 条の 88・第 39 条の 89)
- 第 13 節の 2 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例 (第 39 条の 8*の 2)
- 第 14 節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例 (第 39 条の 90)
- 第 14 節の 2 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例 (第 39 条の 90 の 2)
- 第 14 節の 3 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例 (第 39 条の 90 の 3)
- 第 15 節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例 (第 39 条の 91・第 39 条の 92)
- 第 16 節 連結法人の交際費等の課税の特例 (第 39 条の 93—第 39 条の 95)
- 第 17 節 連結法人に用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例 (第 39 条の 96)
- 第 18 節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率 (第 39 条の 97・第 39 条の 98)
- 第 19 節 連結法人の収用等の場合の課税の特例 (第 39 条の 99—第 39 条の 101)
- 第 20 節 連結法人の特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除 (第 39 条の 101—第 39 条の 104)
- 第 20 節の 2 連結法人の特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除 (第 39 条の 104 の 2)
- 第 21 節 連結法人の資産の譲渡に係る特別控除の特例 (第 39 条の 105)
- 第 22 節 連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第 39 条の 106—第 39 条の 109 の 2)
- 第 23 節 削除
- 第 24 節 連結法人の景気調整のための課税の特例 (第 39 条の 111)
- 第 25 節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等 (第 39 条の 112・第 39 条の 112 の 2)
- 第 26 節 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例
 - 第 1 款 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例 (第 39 条の 113)
 - 第 2 款 連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例 (第 39 条の 113 の 2・第 39 条の 113 の 3)
- 第 27 節 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例 (第 39 条の 114—第 39 条の 120)
- 第 28 節 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例 (第 39 条の 120 の 2—第 39 条の 120 の 9)
- 第 29 節 連結法人のその他の特例 (第 39 条の 121—第 39 条の 130)
- 第 3 章の 2 相続税法の特例 (第 40 条—第 40 条の 11)
- 第 3 章の 3 地価税法の特例 (第 40 条の 12—第 40 条の 25)
- 第 4 章 登録免許税法の特例 (第 41 条—第 44 条)
- 第 5 章 消費税法等の特例 (第 45 条—第 53 条)
- 第 6 章 雑則 (第 54 条—第 55 条)
- 附則

第3章 法人税法の特例

第1節の2 特別税額控除及び減価償却の特例

(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除)

- 第27条の6 法第42条の6第1項第2号に規定する政令で定めるソフトウェアは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの(これに関連する財務省令で定める書類を含むものとし、複写して販売するための原本その他財務省令で定めるものを除く。)とする。
- 2 法第42条の6第1項第4号に規定する政令で定める海上運送業は、内航海運業法第2条第2項に規定する内航海運業とする。
- 3 法第42条の6第1項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては1台又は1基(通常1組又は1式をもつて取引の単位とされるものにあつては、1組又は1式。以下この項において同じ。)の取得価額(法人税法施行令第54条第1項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。)が160万円以上のものとし、工具、器具及び備品にあつては1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの(これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。)とし、ソフトウェアにあつては一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの(これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。)とする。
- 4 法第42条の6第1項に規定する政令で定める事業は、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業その他財務省令で定める事業とする。
- 5 法第42条の6第1項に規定する政令で定める法人は、内航海運業法第2条第2項に規定する内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む法人とする。
- 6 法第42条の6第1項に規定する政令で定める割合は、100分の75とする。
- 7 法第42条の6第4項に規定する政令で定める価額は、同項に規定する特定適格合併等の次の各号に掲げる区分に応じ同項に規定する特定生産性向上設備等の当該各号に定める価額とする。
- (1) 適格合併又は適格分割型分割 当該適格合併又は適格分割型分割に係る法人税法施行令第123条の3第3項に規定する帳簿価額に同令第54条第1項第5号イ(2)又はロ(2)に掲げる金額を加算した金額
- (2) 適格分社型分割(法人税法第2条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。)、適格現物出資又は適格現物分配 法第42条の6第4項の中小企業者等における取得価額
- 8 法第42条の6第5項の規定の適用を受けた同条第1項に規定する中小企業者等の有する同条第5項の特別償却準備金の金額は、法第52条の3の規定により特別償却準備金として積み立てている金額とみなして、第39条の13第23項及び法人税法施行令第22条第1項の規定(当該中小企業者等の法第42条の6第5項の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第39条の113第21項及び同令第155条の8第1項の規定)を適用する。
- 9 法第42条の6第7項に規定する政令で定める法人は、資本金の額又は出資金の額が3000万円を超える法人(法第42条の4第12項第6号に掲げる農業協同組合等を除く。)とする。
- 10 法第42条の6第12項の規定の適用を受ける法人(法第68条の11第12項の規定の適用を受ける法人を含む。)が、取消日(法第42条の6第12項に規定する取消日をいう。)の前日を含む事業年度以後の各事業年度(当該取消日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該取消日を含む事業年度以後の各事業年度)において、当該各事業年度開始の日前1年以内に開始した各連結

事業年度における同条第 11 項に規定する連結税額控除限度額のうち当該法人に係る法第 68 条の 11 第 7 項又は第 8 項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（同条第 7 項の供用年度又は同条第 8 項の特定供用年度終了の日の翌日から当該取消日の前日までの間に終了した連結事業年度（その間に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）における同条第 11 項に規定する控除済金額がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額（以下この項において「控除未済超過額」という。）がある場合には、法第 42 条の 6 第 9 項の規定により当該各事業年度（法第 68 条の 11 第 7 項又は第 8 項の規定の適用を受けた各連結事業年度（当該取消日前に開始した各連結事業年度に限る。）開始の日の翌日以後 1 年以内に開始する各事業年度に限る。）の所得に対する法人税の額から控除される法第 42 条の 6 第 9 項に規定する繰越税額控除限度超過額は、当該繰越税額控除限度超過額から当該控除未済超過額を控除した金額とする。

11 法第 42 条の 6 第 12 項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第 71 条第 1 項 第 1 号及び第 2 項第 1 号	掲げる金額で	掲げる金額（租税特別措置法第 42 条の 6 第 12 項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）で
第 74 条第 1 項 第 3 号	前節（税額の 計算）	前節（税額の計算）及び租税特別措置法第 42 条の 6 第 12 項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）
第 80 条第 1 項	加算した金額	加算した金額とし、租税特別措置法第 42 条の 6 第 12 項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額
第 135 条第 2 項	附帯税の額を 除く。）	附帯税の額を除くものとし、租税特別措置法第 42 条の 6 第 12 項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。）

（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第 27 条の 12 の 5 法第 42 条の 12 の 5 第 1 項に規定する政令で定めるソフトウェアは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの（これに関連する財務省令で定める書類を含むものとし、複写して販売するための原本その他財務省令で定めるものを除く。）とする。

2 法第 42 条の 12 の 5 第 1 項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

- (1) 機械及び装置 1 台又は 1 基（通常 1 組又は 1 式をもつて取引の単位とされるものにあつては、1 組又は 1 式。以下この条において同じ。）の取得価額（法人税法施行令第 54 条第 1 項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下第 5 項まで及び第 9 項において同じ。）が 160 万円以上のもの
- (2) 工具、器具及び備品 1 台又は 1 基の取得価額が 120 万円以上のもの（当該法人が当該事業年度（次に掲げる事業年度にあつては、それぞれ次に定める期間に限る。次号及び第 4 号において同じ。）において、取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この条において同じ。）又は製作をして国内にある当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。以下この条において同じ。）に供した

工具又は器具及び備品（それぞれ 1 台又は 1 基の取得価額が 30 万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額がそれぞれ 120 万円以上である場合の当該工具又は器具及び備品を含む。）

イ 法第 42 条の 12 の 5 第 1 項に規定する指定期間（以下この条において「指定期間」という。）の初日前に開始し、かつ、当該初日以後に終了する事業年度

ロ 指定期間の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する事業年度

(3) 建物、建物附属設備及び構築物 一の建物、建物附属設備又は構築物の取得価額が 120 万円以上のもの（当該法人が当該事業年度において、取得又は建設をして国内にある当該法人の事業の用に供した建物附属設備（一の建物附属設備の取得価額が 60 万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が 120 万円以上である場合の当該建物附属設備を含む。）

(4) ソフトウェア一のソフトウェアの取得価額が 70 万円以上のもの（当該法人が当該事業年度において、取得又は製作をして国内にある当該法人の事業の用に供したソフトウェア（一のソフトウェアの取得価額が 30 万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が 70 万円以上である場合の当該ソフトウェアを含む。）

3 法第 42 条の 12 の 5 第 3 項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

(1) 機械及び装置 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上のもの

(2) 工具、器具及び備品 1 台又は 1 基の取得価額が 120 万円以上のもの（当該法人が法第 42 条の 12 の 5 第 3 項に規定する特例対象事業年度等（以下この項及び次項において「特例対象事業年度等」という。）の指定期間内に、取得又は製作をして国内にある当該法人の事業の用に供した工具又は器具及び備品（それぞれ 1 台又は 1 基の取得価額が 30 万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額がそれぞれ 120 万円以上である場合の当該工具又は器具及び備品を含む。）

(3) 建物、建物附属設備及び構築物 一の建物、建物附属設備又は構築物の取得価額が 120 万円以上のもの（当該法人が特例対象事業年度等の指定期間内に、取得又は建設をして国内にある当該法人の事業の用に供した建物附属設備（一の建物附属設備の取得価額が 60 万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が 120 万円以上である場合の当該建物附属設備を含む。）

(4) ソフトウェア一のソフトウェアの取得価額が 70 万円以上のもの（当該法人が特例対象事業年度等の指定期間内に、取得又は製作をして国内にある当該法人の事業の用に供したソフトウェア（一のソフトウェアの取得価額が 30 万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が 70 万円以上である場合の当該ソフトウェアを含む。）

4 法第 42 条の 12 の 5 第 3 項に規定する政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定は、次に掲げる規定（特例対象事業年度等が連結事業年度である場合には、第 39 条の 47 第 3 項各号に掲げる規定）とする。

(1) 法第 53 条第 1 項各号に掲げる規定

(2) 法第 61 条の 3 第 1 項、法第 64 条第 1 項（法第 64 条の 2 第 7 項又は第 65 条第 3 項において準用する場合を含む。）、法第 65 条の 7 第 1 項（法第 65 条の 8 第 7 項において準用する場合を含む。）又は法第 67 条の 4 第 2 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定

(3) 所得税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 10 号）第 10 条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第 6 項第 2 号において「旧租税特別措置法」という。）第 65 条の 7 第 1 項（旧租税特別措置法第 65 条の 8 第 7 項において準用する場合を含む。）の規定

5 法第 42 条の 12 の 5 第 4 項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区

分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

- (1) 機械及び装置 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上のもの
- (2) 工具、器具及び備品 1 台又は 1 基の取得価額が 120 万円以上のもの（法第 42 条の 12 の 5 第 4 項に規定する被合併法人等（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の同条第 4 項に規定する特例対象事業年度等（以下この項及び次項において「特例対象事業年度等」という。）の指定期間内に、取得又は製作をして国内にある当該被合併法人等の事業の用に供した工具又は器具及び備品（それぞれ 1 台又は 1 基の取得価額が 30 万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額がそれぞれ 120 万円以上である場合の当該工具又は器具及び備品を含む。）
- (3) 建物、建物附属設備及び構築物 一の建物、建物附属設備又は構築物の取得価額が 120 万円以上のもの（被合併法人等が当該被合併法人等の特例対象事業年度等の指定期間内に、取得又は建設をして国内にある当該被合併法人等の事業の用に供した建物附属設備（一の建物附属設備の取得価額が 60 万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が 120 万円以上である場合の当該建物附属設備を含む。）
- (4) ソフトウェア一のソフトウェアの取得価額が 70 万円以上のもの（被合併法人等が当該被合併法人等の特例対象事業年度等の指定期間内に、取得又は製作をして国内にある当該被合併法人等の事業の用に供したソフトウェア（一のソフトウェアの取得価額が 30 万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が 70 万円以上である場合の当該ソフトウェアを含む。）

6 法第 42 条の 12 の 5 第 4 項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定（被合併法人等の特例対象事業年度等が連結事業年度である場合には、第 39 条の 47 第 5 項各号に掲げる規定）とする。

- (1) 法第 64 条第 8 項（法第 64 条の 2 第 8 項又は第 65 条第 3 項において準用する場合を含む。）、法第 65 条の 7 第 9 項（法第 65 条の 8 第 8 項において準用する場合を含む。）又は法第 67 条の 4 第 3 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定
- (2) 旧租税特別措置法第 65 条の 7 第 9 項（旧租税特別措置法第 65 条の 8 第 8 項において準用する場合を含む。）の規定

7 法第 42 条の 12 の 5 第 4 項に規定する政令で定める価額は、同項に規定する特定適格合併等の次の各号に掲げる区分に応じ同項に規定する特定生産性向上設備等の当該各号に定める価額とする。

- (1) 適格合併又は適格分割型分割 当該適格合併又は適格分割型分割に係る法人税法施行令第 123 条の 3 第 3 項に規定する帳簿価額に同令第 54 条第 1 項第 5 号イ（2）又はロ（2）に掲げる金額を加算した金額
- (2) 適格分社型分割（法人税法第 2 条第 12 号の 13 に規定する適格分社型分割をいう。）、適格現物出資又は適格現物分配 法第 42 条の 12 の 5 第 4 項の法人における取得価額

8 法第 42 条の 12 の 5 第 5 項の規定の適用を受けた法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、法第 52 条の 3 の規定により特別償却準備金として積み立てている金額とみなして、第 39 条の 13 第 23 項及び法人税法施行令第 22 条第 1 項の規定（当該法人の法第 42 条の 12 の 5 第 5 項の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第 39 条の 113 第 21 項及び同令第 155 条の 8 第 1 項の規定）を適用する。

9 青色申告書を提出する法人が次の各号に掲げるときのいずれにも該当する場合には、当該法人の特定事業年度（特定期間（法第 42 条の 12 の 5 第 2 項に規定する特定期間をいう。以下この項において同じ。）の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する事業年度をいう。以下この項において同じ。）における同条

第 7 項及び第 8 項の規定の適用については、同項の規定により同条第 7 項に規定する税額控除限度額とされる金額は、当該各号に定める金額の合計額とする。

- (1) 指定期間内に特定生産性向上設備等（法第 42 条の 12 の 5 第 1 項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等（同条第 1 項に規定する取得等をいう。次号において同じ。）をして、これを特定事業年度のうち特定期間の末日後の期間内に国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき同項の規定の適用を受けないときその事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の 100 分の 4（建物及び構築物については、100 分の 2）に相当する金額の合計額
- (2) 指定期間内に特定生産性向上設備等の取得等をして、これを特定事業年度のうち特定期間の末日以前の期間内に国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき法第 42 条の 12 の 5 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受けないときその事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の 100 分の 5（建物及び構築物については、100 分の 3）に相当する金額の合計額